

浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市規則第51号

浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「利用期間」に改め、同条各号列記以外の部分本文中「使用する」を「利用する」に改め、同ただし書中「使用期間」を「利用期間」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「浦安音楽ホール使用登録申請書」を「浦安音楽ホール利用登録申請書」に、「浦安音楽ホール使用登録証」を「浦安音楽ホール利用登録証」に改める。

第6条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「浦安音楽ホール使用承認申請書」を「浦安音楽ホール利用承認申請書」に、「使用承認申請書」を「利用承認申請書」に改め、同条第3項中「使用承認申請書」を「利用承認申請書」に改め、同条第5項本文中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第6項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用承認申請書に浦安音楽ホール使用計画書」を「利用承認申請書に浦安音楽ホール利用計画書」に、「使用計画書」を「利用計画書」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「使用承認」を「利用承認」に改め、同項中「使用日」を「利用日」に改め、同条第8項中「使用に」を「利用に」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条第10項中「使用承認」を「利用承認」に改める。

第7条第1項の表コンサートホールの項興行等（入場料を徴収して催すものに限る。）で使用する場合の目区分の欄中「使用する」を「利用する」に改め、同目申請期間の欄中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用日」を「利用日」に改め、同項本市の市民が音楽の発表会等で使用する場合の目区分の欄中「使用する」を「利用する」に改め、同目申請期間の欄中「使用日」を「利用

日」に改め、同表ハーモニーホールの項区分の欄中「使用する」を「利用する」に改め、同項申請期間の欄中「使用日」を「利用日」に改め、同表スタジオAの項区分の欄中「使用する」を「利用する」に改め、同項申請期間の欄中「使用日」を「利用日」に改め、同条第2項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第8条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用を」を「利用を」に、「浦安音楽ホール使用承認書」を「浦安音楽ホール利用承認書」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改め、同条第5項本文中「使用」を「利用」に改める。

第9条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用しない」を「利用しない」に、「浦安音楽ホール使用取消申出書」を「浦安音楽ホール利用取消申出書」に改め、同条第3項中「浦安音楽ホール使用取消申出書」を「浦安音楽ホール利用取消申出書」に改める。

第10条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用料は、」を「利用料金は、」に、「使用料は使用承認」を「利用料金は利用承認」に、「使用日」を「利用日」に、「使用料（第6条第2項の規定により行われた申請の場合に限る。）は使用承認」を「利用料金は利用承認」に改め、同条第2項中「第11条第2項に規定する納入する施設等の使用料」を「別表の舞台設備及び照明設備その他の設備の項の種類又は品目ごとに規則で定める金額」に改める。

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用料の」を「利用料金の」に、「浦安音楽ホール使用料減額免除申請書」を「浦安音楽ホール利用料金減額免除申請書」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第12条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市及び指定管理者が音楽その他の文化芸術活動の場及び音楽の鑑賞の機会を市民に提供するために利用する場合 全額減免
- (2) 関係行政機関（市以外の国、県その他の公共団体）が音楽その他の文化

芸術活動の場及び音楽の鑑賞の機会を市民に提供するために利用する場合
全額減免

(3) 市立幼稚園、市立認定こども園、市立保育所、市立小学校及び市立中学校が、教育を目的として主催する、音楽の鑑賞及び音楽その他の文化芸術に係る催しのために利用する場合 全額減免

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校のうち市内に存する県立及び私立のもの並びに市内に存する私立認定こども園及び私立保育所が、教育を目的として主催する、音楽の鑑賞及び音楽その他の文化芸術に係る催しのために利用する場合 半額減免

(5) 市長が特に公益上必要と認めたものに利用する場合 全額又は半額減免
第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用料の」を「利用料金の」に、「浦安音楽ホール使用料還付申請書」を「浦安音楽ホール利用料金還付申請書」に、「使用承認書及び使用料」を「利用承認書及び利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、同項第1号中「使用者」を「利用者」に、「使用が」を「利用が」に改め、同項第2号中「使用者が、使用日」を「利用者が、利用日」に、「使用の」を「利用の」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第13条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「使用者」を「利用者」に改める。

第14条第5号中「使用者」を「利用者」に改める。

第15条中「使用」を「利用」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条第2項）

区分	附属設備名		単位	1日最大の金額 (円)
舞台設備	ピアノ	スタインウェイフル コンサートピアノ	1台	39,600

	ヤマハフルコンサー トピアノ	1台	23,100	
	グランドピアノ	1台	9,900	
	補助ペダル	1台	300	
	補助台	1台	300	
	調律料	1回	実費	
指揮者台		1台	1,650	
譜面台	指揮者 用	ホール用	1台	960
		スタジオ用	1台	300
	演奏者用		1台	630
	スタジオ用		1台	150
譜面灯		1灯	300	
机		1台	630	
椅子	演奏者用		1脚	300
	ピアノ用		1脚	630
	コントラバス用		1脚	630
	チェロ用		1脚	630
	客席用		1脚	60
演台(花台付)		1式	3,300	
司会者台		1台	1,650	
仮設舞台		1式	6,600	
平台		1台	630	
金屏風 <small>びょう</small>		1双	4,950	
緋毛氈 <small>ひ せん</small>		1枚	300	
吊看板		1式	630	
高座用座布団		1枚	300	
長布団		1枚	300	
上敷き		1枚	300	
表彰盆		1台	300	

	水差し		1組	300
	めくり台		1台	300
	バレエ用シート		1本	1,650
	可搬式スクリーン（ホール用）		1式	3,300
	市旗		1枚	300
	国旗		1枚	300
照明設備	調光装置		1式	6,600
	アッパーホリゾントライト		1列	960
	ロアーホリゾントライト		1台	300
	シーリングライト		1列	480
	センターピンス	コンサートホール用	1台	3,300
	ポットライト	ハーモニーホール用	1台	1,650
	スポットライトA		1台	480
	スポットライトB		1台	300
	パーライト		1台	960
	ミラーボール		1台	960
	スモークマシン		1台	6,600
	スタンド		1台	300
	カラーフィルター		1枚	実費
	コンバージョンフィルター		1枚	実費
	持込器具		1キ ロワ ット	300
音響設備	拡声装置		1式	3,300
	マイクロフォン	ダイナミックマイク	1本	1,650
		コンデンサーマイクA	1本	3,300
		コンデンサーマイクB	1本	4,950
	ワイヤレスマイク		1本	3,300
3点吊りマイク装置		1式	3,300	

	再生機器		1台	2,610
	録音機器		1台	2,610
	ポータブルPAシステム		1式	1,650
	マルチボックス		1台	1,650
	ダイレクトボックス		1台	1,650
	マイクスタンド		1本	300
	スピーカー		1台	1,650
	持込器具		1式	6,600
その他	ビデオプロジェクト クター	コンサートホール用	1台	9,900
		ハーモニーホール用	1台	6,600

別表第2中「使用料」を「金額」に改め、同表の備考を削る。

別記第1号様式中「浦安音楽ホール使用登録申請書」を「浦安音楽ホール利用登録申請書」に、「浦安音楽ホール指定管理者様」を「(宛先)浦安音楽ホール指定管理者」に、「使用目的」を「利用目的」に改める。

別記第2号様式(裏)中「浦安音楽ホール使用登録証」を「浦安音楽ホール利用登録証」に改める。

別記第3号様式中「浦安音楽ホール使用承認申請書」を「浦安音楽ホール利用承認申請書」に、「浦安音楽ホール指定管理者様」を「(宛先)浦安音楽ホール指定管理者」に、「使用の」を「利用の」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用する」を「利用する」に、「使用予定者数」を「利用予定者数」に、「施設使用料」を「施設の利用料金」に、「附属設備器具使用料」を「附属設備器具の利用料金」に改める。

別記第4号様式中「浦安音楽ホール使用計画書」を「浦安音楽ホール利用計画書」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用施設」を「利用する施設」に、「使用する」を「利用する」に、「の使用」を「の利用」に、「楽器使用」を「楽器利用」に改める。

別記第5号様式中「音楽ホール使用承認書」を「音楽ホール利用承認書」に、「使用する」を「利用する」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用を」を「利用を」に、「使用者の」を「利用者の」に、「使用が」を「利用が」に、「使用者が、使用日」を「利用者が、利用日」

に、「使用の」を「利用の」に改める。

別記第6号様式中「浦安音楽ホール使用取消申出書」を「浦安音楽ホール利用取消申出書」に、「浦安音楽ホール指定管理者 様」を「(宛先)浦安音楽ホール指定管理者」に、「使用に」を「利用に」に、「使用を」を「利用を」に、「浦安音楽ホール使用承認書」を「浦安音楽ホール利用承認書」に改める。

別記第7号様式中「浦安音楽ホール使用料減額免除申請書」を「浦安音楽ホール利用料金減額免除申請書」に、「浦安市長 様」を「(宛先)浦安音楽ホール指定管理者」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「使用する」を「利用する」に、「使用施設」を「利用施設」に、「規定使用料」を「規定の利用料金」に改める。

別記第8号様式中「浦安音楽ホール使用料還付申請書」を「浦安音楽ホール利用料金還付申請書」に、「浦安市長 様」を「(宛先)浦安音楽ホール指定管理者」に、「使用料の」を「の利用料金の」に、「使用する」を「利用する」に、「浦安音楽ホール使用承認書及び使用料」を「浦安音楽ホール利用承認書及び利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、施行日以後の利用の申請に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。